

受験上の配慮の申請について

下表に該当する程度の障がい等を有する者等で、受験及び修学に際して特別な配慮を希望する者は、以下の手順で申請手続きをしてください。本学で審査の上、配慮事項を決定します。

①下記の内容を入試課へメール（または電話）にて連絡してください。

- ・申請希望者（受験予定者）の氏名
- ・住所
- ・電話番号（日中に連絡のつきやすい番号）
- ・志望学部、学科（、専攻）
- ・試験日程：「一般選抜」

②①の住所に本学所定の申請書を送付します。

③申請書に必要な事項を記入の上、以下の書類とともに提出してください。

- ・申請内容に関する診断書（写し可）
- ・「大学入学共通テスト 受験上の配慮事項決定通知書」（写し）

※「大学入学共通テスト 受験上の配慮事項決定通知書」取得前に申請する場合は、「大学入学共通テスト 受験上の配慮事項審査結果通知書」（写し）を提出してください。なお、共通テストで配慮申請を行わない場合は提出不要です。

入試課連絡先 E-mail : gakusei-nyusi-dai1@office.osaka-u.ac.jp

電話 : 06-6879-7097

申請書類提出先 : 〒565-0871 吹田市山田丘 1-1

大阪大学教育・学生支援部入試課入試係

申請書提出期限 : 令和 2 年 12 月 16 日 (水)

なお、申請書提出期限後の申請については、受験上の配慮が講じられないこともありますので、なるべく早く申請書を提出してください。

※日常生活において、ごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、受験上の配慮として申請してください。

(表)

受験上の配慮の対象となる者	過去の配慮例
<ul style="list-style-type: none">●点字による教育を受けている者●良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者●両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上の者●両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者●体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者●両上肢の機能障害が著しい者●慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者●上記以外の者で受験上の配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none">●補聴器又は人工内耳の装用●身障者用トイレの使用●拡大鏡等の持参使用●車椅子の持参使用●杖の持参使用